
令和2年 第1回 3月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第3日)

令和2年3月13日 (金曜日)

議事日程 (第3号)

令和2年3月13日 午前10時00分開議

- | | | |
|--------|------------|---|
| 日程第 1 | 第 1 号 議 案 | 令和元年度中間市一般会計補正予算 (第 4 号) |
| 日程第 2 | 第 2 号 議 案 | 令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 3 | 第 3 号 議 案 | 令和元年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 4 | 第 4 号 議 案 | 令和元年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 5 | 第 5 号 議 案 | 令和元年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 6 | 第 6 号 議 案 | 令和元年度中間市病院事業会計補正予算 (第 1 号) |
| | | (日程第 1～日程第 6 委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 7 | 第 7 号 議 案 | 中間市事務分掌条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 第 8 号 議 案 | 中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 第 9 号 議 案 | 中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 10 | 第 10 号 議 案 | 中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 11 | 第 11 号 議 案 | 中間市コンプライアンス条例及び中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 12 | 第 12 号 議 案 | 中間市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 13 | 第 13 号 議 案 | 中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 14 | 第 14 号 議 案 | 中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 15 | 第 15 号 議 案 | 中間市長寿祝金条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 16 | 第 16 号 議 案 | 中間市地域総合福祉会館設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 17 | 第 17 号 議 案 | 中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 18 | 第 18 号 議 案 | 中間市人権センター設置及び管理に関する条例の一部を改正 |

する条例

- 日程第 19 第 19 号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 20 第 20 号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
日程第 21 第 21 号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
(日程第 7～日程第 21 委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 22 第 22 号議案 中間市出張所設置条例を廃止する条例
(日程第 22 委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 23 第 23 号議案 中鶴地区定住促進住宅（1 期）整備事業契約について
日程第 24 第 24 号議案 中鶴更新住宅（2 期）新築工事（建築工事）請負契約について
(日程第 23～日程第 24 委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 25 第 25 号議案 令和 2 年度中間市一般会計予算
日程第 26 第 26 号議案 令和 2 年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
日程第 27 第 27 号議案 令和 2 年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
日程第 28 第 28 号議案 令和 2 年度中間市地域下水道事業特別会計予算
日程第 29 第 29 号議案 令和 2 年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
日程第 30 第 30 号議案 令和 2 年度中間市介護保険事業特別会計予算
日程第 31 第 31 号議案 令和 2 年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 32 第 32 号議案 令和 2 年度中間市公共下水道事業会計予算
日程第 33 第 33 号議案 令和 2 年度中間市水道事業会計予算
日程第 34 第 34 号議案 令和 2 年度中間市病院事業会計予算
(日程第 25～日程第 34 質疑・委員会付託)
日程第 35 請願第 1 号 地域総合福祉会館「ハピネスなかま」を存続し、福祉施設を守る請願
(日程第 35 質疑・委員会付託)
日程第 36 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 植本 種實君 | 2 番 小林 信一君 |
| 3 番 堀田 克也君 | 4 番 柴田 芳信君 |
| 5 番 田口 澄雄君 | 7 番 掛田るみ子君 |
| 8 番 草場 満彦君 | 9 番 中尾 淳子君 |

10番 山本 慎悟君
12番 梅澤 恭徳君
14番 中野 勝寛君
16番 下川 俊秀君

11番 安田 明美君
13番 柴田 広辞君
15番 井上 太一君

欠席議員（1名）

6番 田中多輝子君

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	福田 浩君	副市長	白尾 啓介君
教育長	片平 慎一君	市長公室長	田中 英敏君
市民部長	安徳 保君	保健福祉部長	船津喜久男君
建設産業部長	藤田 宜久君	教育部長	佐伯 道雄君
環境上下水道部長			井上 一君
市立病院事務長	貞末 孝光君	消防長	三船 時彦君
総務課長	後藤 謙治君	財政課長	蔵元 洋一君
企画政策課長	濱田 学君	市民課長	松原 邦加君
人権男女共同参画課長			大庭 省二君
福祉支援課長	亀井 誠君	健康増進課長	岩河内弘子君
こども未来課長	平川 佳子君	介護保険課長	冷牟田 均君
都市計画課長	白石 和也君	上水道課長	田中 秀一君
下水道課長	高田洋次郎君	市立病院課長	末廣 勝彦君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	谷山 隆二君
書記	志垣 憲一君	書記	石田 花野君

議案の委員会付託表

令和 2 年 3 月 1 3 日

第 1 回中間市議会定例会

議案番号	件 名	付託委員会
第 2 5 号議案	令和 2 年度中間市一般会計予算	別 表 3
第 2 6 号議案	令和 2 年度中間市特別会計国民健康保険事業予算	市民厚生
第 2 7 号議案	令和 2 年度中間市住宅新築資金等特別会計予算	
第 2 8 号議案	令和 2 年度中間市地域下水道事業特別会計予算	産業消防
第 2 9 号議案	令和 2 年度中間市公共用地先行取得特別会計予算	総合政策
第 3 0 号議案	令和 2 年度中間市介護保険事業特別会計予算	市民厚生
第 3 1 号議案	令和 2 年度中間市後期高齢者医療特別会計予算	
第 3 2 号議案	令和 2 年度中間市公共下水道事業会計予算	産業消防
第 3 3 号議案	令和 2 年度中間市水道事業会計予算	
第 3 4 号議案	令和 2 年度中間市病院事業会計予算	市民厚生
請願第 1 号	地域総合福祉会館「ハピネスなかま」を存続し、福祉施設を守る請願	

別表 3

令和2年度中間市一般会計予算

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算	別表 4
第2条	第2表 債務負担行為	各委員会
第3条	第3表 地方債	総合政策
第4条	一時借入金	
第5条	歳出予算の流用	

別表 4

歳入

款別	款名・款別	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳出

款別	款名	項別	付託委員会
1	議会費	全 項	総合政策
2	総務費	全 項（他の所管に係る分を除く）	
		1項5目・8目・10目の一部、1項13目	産業消防
		1項1目・6目・10目の一部、2項1目の一部、2項2目、3項1目の一部、3項2目	市民厚生
3	民生費	全 項（他の所管に係る分を除く）	総合政策
		1項1目・3目の一部、1項13目、2項1目・4目・6目の一部、3項1目の一部	
4	衛生費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民厚生
		1項1目の一部、2項1目の一部、3項1目	総合政策
		1項1目の一部、1項3目、2項1目の一部	産業消防
5	労働費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民厚生
		1項1目の一部	
6	農林水産業費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1項2目・4目の一部、2項2目の一部	総合政策
7	商工費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1項1目の一部、1項3目、1項4目の一部	総合政策
8	土木費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1項1目の一部、2項3目の一部、4項1目・2目の一部、5項1目の一部	総合政策
9	消防費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1項1目の一部、1項4目	総合政策
10	教育費	全 項	総合政策
11	災害復旧費	全 項	産業消防
12	公債費	全 項	総合政策
13	予備費	全 項	

午前10時00分開議

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。ただいまの出席議員は15名で定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第1号議案

日程第2. 第2号議案

日程第3. 第3号議案

日程第4. 第4号議案

日程第5. 第5号議案

日程第6. 第6号議案

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第1、第1号議案から日程第6、第6号議案までの令和元年度各会計補正予算6件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第4号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、国の補正予算を活用した、小中学校でのGIGAスクール整備委託料、ふるさと納税管理業務委託料が主な内容となっており、歳入歳出それぞれ9億5,360万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ239億6,510万円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金において、GIGAスクール校内通信ネットワーク整備補助金及び端末整備補助金として9,660万円が追加計上されております。

寄附金においては、ふるさと納税の増収に伴い、1億2,000万円が追加計上されております。

繰入金においては、財政調整基金のほか、8基金から基金取り崩しとして4億5,010万円を、中間市かんがい揚水施設管理運営基金から繰入運用として4億7,390万円が追加計上されております。

歳出の主なものは、総務費において、ふるさと納税の増収に伴い、ふるさと納税管理業務委託料5,560万円が計上されております。また、今回の補正予算で生じた一般財源については、財政調整基金積立金に10億9,740万円が追加計上され、財源調整に活

用されております。

教育費においては、小中学校でのGIGAスクール構想実現のための整備委託料として2億480万円が追加計上されております。この事業に要する費用については、国の補助に加え、後の年度に交付税措置がある補正予算債が充当できる財政措置が講じられております。

また、中学校トイレ改善事業については、繰越事業費において有利な財源が確保されたことから1億5,810万円が減額されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分及び第2号議案、第4号議案、第5号議案並びに第6号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第1号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

歳入については、民生費の国庫負担金730万円、国庫補助金1,080万円、県負担金940万円、県補助金2,920万円がそれぞれ減額されております。また、マイナンバーカード作成及び交付に係る補助金として、総務管理費補助金490万円が増額されております。

次に、歳出の主なものは、国及び県への返還金として、総務費の諸費において、償還金利子及び割引料が8,660万円増額されております。

次に、民生費の社会福祉費において、後期高齢者医療療養給付費負担金1,660万円、子ども医療費及び重度障害者医療費の扶助費1,710万円が、それぞれ減額されております。

児童福祉費において、支給対象者の減少により、児童手当給付費1,950万円が減額されております。

また、衛生費の保健衛生費においては、各種検診、母子保健事業等の委託料並びに子育て世代包括支援センター開設に伴う改修委託料を合わせて520万円が減額されております。

次に、第2号議案令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税 5,960 万円、直営診療施設繰出金の増額により、特別調整交付金 1,130 万円、国民健康保険事業費納付金の確定による返還金 2,210 万円が追加されております。

また、これら歳入の増加により、歳入欠陥補填収入 1,170 万円が減額されております。

次に、歳出については、福岡県国民健康保険普通交付金額の確定により、過交付分の返還金 5,810 万円が追加されております。また、直営診療施設への補助金申請により、直営診療施設繰出金 1,130 万円が追加されております。

次に、第 4 号議案令和元年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

保険事業勘定の歳入については、地域支援事業費の増額により、介護保険料、国及び県支出金等を合わせて 70 万円が増額されております。また、国及び県から低所得者第 1 号被保険者介護保険料軽減負担金が追加されることから、繰入金における財源の組み替えがなされております。

歳出については、地域支援事業費における地域介護予防活動支援事業委託料 70 万円が増額されております。

次に、介護サービス事業勘定の歳入については、居宅支援サービス計画費収入 130 万円が増額されております。

歳出については、介護予防支援計画原案作成委託料支払費に関する負担金補助及び交付金として 130 万円が増額されております。

次に、第 5 号議案令和元年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

歳入については、後期高齢者医療保険料 850 万円、保険基盤安定繰入金 510 万円が減額されており、繰越金 1,630 万円が追加されております。

次に、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金 260 万円が追加されております。

次に、第 6 号議案令和元年度中間市病院事業会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

収益的収入については、国民健康保険直営診療施設交付金を申請したことにより、病院事業収益の医業外収益 1,130 万円が増額されております。

また、収益の伸び悩みにより、一時借入限度額が 4 億円に迫っていることや、今後の市立病院のあり方次第で、多額の費用が必要となる可能性があることなどから、一時借入金の限度額が 4 億円から 10 億円に引き上げられております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第 1 号議案、第 2 号議案、第 4 号議案及び第

5号議案については、全員賛成で原案どおり可決すべきとし、第6号議案については、賛成少数で否決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分及び第3号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第1号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

歳入の主なものは、国庫支出金において、社会資本整備総合交付金の活力創出基盤整備分等の土木費国庫補助金が1億450万円の減額、総務費国庫補助金のうち、空き家再生事業等の社会資本整備総合交付金が460万円の減額となっております。

歳出の主なものは、総務費において、中古住宅購入・リフォーム補助金が700万円の減額、土木費において、市道・のり面・橋梁の補修等に係る委託料・工事費など、社会資本整備総合交付金事業に要する経費が1億4,070万円の減額、中鶴地区建替事業に要する費用が710万円の減額、消防費において、消火栓の布設替工事等に要する経費として、消火栓設置負担金が360万円の追加計上となっております。

次に、第3号議案令和元年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、地域下水道施設改良基金を地域下水道施設の修繕費等に充当するため、地域下水道施設改良基金繰入金が1,000万円追加計上され、一般会計繰入金が1,000万円の減額となっております。

以上により、歳入歳出予算総額に増減はなく、歳入歳出それぞれ9,306万円となっております。

最後に、採決いたしました結果、第1号議案、第3号議案どちらも全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、第1号議案から第6号議案までの令和元年度各会計補正予算6件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第1号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第3号議案令和元年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第4号議案令和元年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第5号議案令和元年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、第6号議案令和元年度中間市病院事業会計補正予算(第1号)を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 7. 第 7号議案

日程第 8. 第 8号議案

日程第 9. 第 9号議案

日程第10. 第10号議案

日程第11. 第11号議案

日程第12. 第12号議案

日程第13. 第13号議案

日程第14. 第14号議案

日程第15. 第15号議案

日程第16. 第16号議案

日程第17. 第17号議案

日程第18. 第18号議案

日程第19. 第19号議案

日程第20. 第20号議案

日程第21. 第21号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第7、第7号議案から日程第21、第21号議案までの条例改正15件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長(中野 勝寛君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第7号議案、第8号議案及び第11号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第7号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、本市が直面する課題により効率的に対処していくために、機構改革を実施することに伴い、現在の9部30課2局を、新たに8部31課3局とし、あわせて関係する事務分掌の見直しを行うものです。

なお、条例の施行日につきましては、令和2年4月1日となっております。

次に、第8号議案中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

改正の主な内容は、PFI法に基づき整備する公共施設の維持管理、運営等を指定管理者制度を活用して行う場合において、同法に基づき選定された事業者を、指定管理者制度上の公募によらず、当該公の施設の指定管理者の候補者として選定できるものとする規定を加えるものです。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日となっております。

討論において、「PFI事業推進を前提とした改正案については反対する」という意見がありました。

次に、第11号議案中間市コンプライアンス条例及び中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

改正の内容といたしましては、来年度から実施される会計年度任用職員制度において、採用の区分に応じ、報酬または給料が支給されることに伴い、給料を支給されるフルタイム会計年度任用職員の公務災害に係る補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の規定に準じることとする規定が新たに設けられるものです。

なお、条例の施行日については、令和2年4月1日となっております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第7号議案、第11号議案については全員賛成、第8号議案については賛成多数で、原案とおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第9号議案、第10号議案、第12号議案、第13号議案、第14号議案、第15号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案、第19号議案及び第20号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第9号議案中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、生活保護事務の実施において、市民サービスの向上及び事務の効率

化を目的として、生活保護システムを導入したことに伴うものです。

改正内容については、外国人の生活保護事務において、日本人と同様にマイナンバーを活用した効率的な情報の管理等を行うため、独自利用について定めるものです。

なお、施行日については、令和2年4月1日となっております。

次に、第10号議案中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、成年被後見人等の措置の適正化等を図るため、権利制限が見直されたことに伴うものです。

改正内容の主なものは、印鑑登録を受けることができない者について、成年被後見人としているものを、国の見直しの趣旨を踏まえ、意思能力を有しない者に改めるものです。

なお、施行日については、令和2年4月1日となっております。

次に、第12号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、住民基本台帳法及びマイナンバー法の一部が改正されたことに伴うものです。

改正内容の主なものは、住民基本台帳法の一部改正により、住民票の除票の写し等の交付制度が設けられたことから、事務に係る手数料を定めるものです。

また、マイナンバー法の一部改正により、通知カードが廃止されることから、通知カード再交付手数料の規定を削除するものです。

なお、施行日については、令和2年4月1日とし、通知カード再交付手数料に係る部分を含む改正については、令和2年4月1日、または、デジタル手続法附則第1条第6号に掲げる規定の施行日のいずれか遅い日となっております。

次に、第13号議案中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、子ども医療証の交付対象者の負担軽減及び業務の効率化を図るため、交付手続を簡素化するものです。

改正内容については、子ども医療費の受給資格の認定を受けた方が、毎年10月以降、引き続き認定を受けるための申請に関する規定を削除するものです。

なお、施行日については、令和2年4月1日となっております。

次に、第14号議案中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、児童福祉法等が改正されたことに伴うものです。

改正内容については、本市において、放課後児童健全育成事業所ごとに、所定の研修を修了した放課後児童支援員を1人以上配置し、本年3月31日までに研修を修了する予定者も含める経過措置を設けておりましたが、放課後児童支援員の急な退職等で人員基準が

満たせなくなり、サービスの提供ができなくなるおそれがあること等から、経過措置の期間をさらに５年間延長し、令和７年３月３１日までとするものです。

なお、施行日については、令和２年４月１日となっております。

次に、第１５号議案中間市長寿祝金条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、高齢化率の高い本市において、介護予防事業や認知症施策の取り組みをさらに推進するための財源確保を目的とし、給付対象者を見直すものです。

改正内容につきましては、給付対象者等において、満８８歳の方に１万円、満９９歳以上の方に３万円としておりましたが、満１００歳の方に３万円とするものです。

なお、施行日については、令和２年４月１日となっております。

討論において、委員から、「祝金を１００歳のみにすることは、福祉の考えとしてはいかがなものかと思う。８８歳まで頑張ったということも踏まえ、８８歳と１００歳で再考してもらいたい」との意見がありました。

次に、第１６号議案中間市地域総合福祉会館設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、中間市地域総合福祉会館「ハピネスなかま」に係る財政負担を軽減するため、休館日、閉館時間及びケア・プール等の一部館内施設の廃止等による運営方法を見直すものです。

改正内容については、休館日を「週１日」から「週２日」とし、館内施設の使用時間を「２１時まで」を「１８時まで」とし、また、廃止する館内施設に係る記述を削除するものです。

なお、施行日については、令和２年７月１日となっております。

次に、第１７号議案中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、重度障害者医療証の交付対象者の負担軽減及び業務の効率化を図るため、交付手続を簡素化するものです。

改正内容については、重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた方が、毎年１０月以降、引き続き認定を受けるための申請に関する規定を削除するものです。

なお、施行日については、令和２年４月１日となっております。

次に、第１８号議案中間市人権センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、中間市行政経営プラン（改訂版）等に基づき、中間市人権センターの使用料の見直しを行うものです。

改正内容につきましては、施設利用者に対し、適切な受益者負担金を求める観点から、施設建設費、維持管理費及び利用状況等を勘案し、同センターの各室の１時間当たりの使用料を引き上げるものです。

なお、施行日については、令和2年4月1日となっております。

次に、第19号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、国民健康保険税の税率改定及び税制改正により、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴うものです。

改正内容については、本市では、国民健康保険被保険者数の減少等に伴い、現行の税率では県が提示する保険税の必要額を確保することが困難であることから、収支の均衡を図るための税率改正を行うとともに、税制改正により、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる一方、低所得世帯に対する軽減措置の拡充として、5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の算定において、1人当たりの加算額を引き上げるものです。

なお、施行日については、令和2年4月1日となっております。

次に、第20号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、令和元年10月の消費税率引き上げにより、令和2年度は、低所得者の軽減に係る財源が満年度化することから、さらに軽減措置の強化を図るために行うものです。

改正内容については、第1段階から第3段階までの保険料率を引き下げ、介護保険料の年額を引き下げるものです。

なお、施行日については、令和2年4月1日とし、令和元年度以前の年度分の介護保険料については、従前の例によることとする経過措置を設けております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第9号議案、第10号議案、第12号議案、第13号議案、第14号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案、第19号議案及び第20号議案については全員賛成で、第15号議案については賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第21号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、国において保証人、敷金及び公営住宅の修繕費用が見直されたこと並びに民法の改正により法定利率が見直されたことに伴うものであります。

改正の内容といたしましては、まず、保証人につきまして、高齢化の進展に伴い、今後、公営住宅の入居に際し、保証人を確保することがより一層困難になり、保証人を確保でき

ないために入居できないといった事態が生じないよう、国において、保証人の設定を求めないこととする見直しがされたことから、高齢化率が高く、同様の問題が懸念される本市においても、連帯保証人の設定を求めないこととし、当該規定を削除するものとなっております。

次に、敷金につきまして、民法改正により、敷金の充当等の取り扱いについて明文の規定が設けられてことを受け、国においても同様の取り扱いをとされることから、本市においても改正後の民法と同様の規定を設けるものとなっております。

次に、修繕費用の負担等につきまして、市営住宅及び共同施設において、入居者が負担する修繕費については、これまでは条例で定められておりましたが、国の取り扱いにおいて特約として取り扱われるため、具体的な内容を市長が定めることとされたことから、同様の規定に改めるものとなっております。

次に、法定利率につきまして、民法において年利５％とされていたものから、年利３％に変動制を加えた利率に見直されたことから、同様の内容に改めるものとなっております。

なお、条例の施行日につきましては、令和２年４月１日となっております。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（５番 田口 澄雄君）

まず、第８号議案中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

この条例改正案は、ＰＦＩによる中鶴定住促進住宅の建設に当たり、従来の指定管理者の指定手続では公募するとなっているため、ＰＦＩ事業者にはこれを適用させないようにするものです。こうしたＰＦＩ事業については、不況下での民間大企業の要望に基づき、１９９９年にＰＦＩ法が制定をされ、２０１１年の改定で、賃貸住宅を追加したものであります。

こうしたＰＦＩ法については、公共事業の分野を無条件に民間に明け渡すものとして、我が党は強く反対の立場を明確にしていまいりました。利益至上主義の民間任せではなく、公的立場優先の住民に対して責任が明確な公務行政として実施をすべきです。

また、こうした高額所得者を対象とした住宅建設は、自治体の本来の責務である公営住

宅法の精神にも反します。そこには、困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、また、転貸、つまり転貸しすることにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することとあります。若者の定住を図ることを目的とするようですが、むしろ低賃金化で親からの自立もままならない若者のために、低家賃の公共住宅を建設することや、家賃補助制度など、多数の若者の実態に即した行政運営を行うべきです。

こうして民間主導の高所得者目当ての運営に30年間ものしぼりがかかるようでは、今、急速に進行している景気の後退によっても大打撃を受けかねません。ましてや、何十年も経過した住宅は、他の新規住宅への転居も考えられます。90%もの入居率を30年間も維持できるとは到底思えません。

以上により、こうしたPFI事業推進を前提とした本条例改正案には反対をいたします。

次に、第9号議案中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について反対意見を申し述べます。

この条例案は、生活保護における外国人の措置について、マイナンバー制度の活用を図ろうとするものです。

マイナンバー制度は、これを活用する市民にとってより行政の側に都合のよい制度であり、逆に市民にとっては新たな個人情報の危機と、それに伴う損失を常に覚悟しなければならない制度設計です。こうした欠陥制度の拡大には反対をいたします。

次に、第12号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例について反対意見を申し述べます。

この条例案は、マイナンバー法の一部改正により、住民基本台帳法の除票や戸籍の附票の証明のために新たな手数料を設けるものですが、欠陥制度のマイナンバーを押し広げるための制度設計であることから反対をいたします。

第14号議案中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する法律を定める条例の一部を改正する条例について反対意見を申し述べます。

今、不況下の経済状況で、働くお母さんの数がふえ、学童保育所は子どもたちにとって第2の家庭としてなくてはならない存在となっています。

しかし、そうした需要の増大に対して、余りの働く条件の悪さから、指導員の定員不足が生じています。国はこうした状況の解決策として、財政的手立てを図るのではなく、安易な指導員づくりという基準の緩和によって、これらの解決を図ろうとしています。この条例改正案もそうした問題点から来ています。指導員は、単なる子守や子どもの監視員ではありません。子どもの発達過程についての理解や、子どもとかかわる際に不可欠な倫理観など、学童保育固有の知識や技能が必要とされます。指導員不足を自治体の判断による基準の緩和の延長で乗り切ろうとするこの条例案には反対をいたします。

第18号議案中間市人権センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につ

いて反対意見を申し述べます。

人権センターの使用料については、同様の公共施設である中央公民館に比べても利用料が高過ぎます。特に、研修室の高さが目立ちます。こうした値上げには反対をいたします。

第19号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対意見を申し述べます。

今回の改正案は、年間保険税の限度額を96万円から99万円に引き上げるものと、7割、5割、2割の法定減免の5割、2割の判定額の拡張であります。限度額がいよいよ100万円に迫りました。これが何億円もの所得を有する世帯もわずか500万円程度の所得世帯も同等の扱いです。もう少し国において配慮すべきだと思いますし、市としても再考すべき問題だと思います。

法定減免の判定額については、年々拡大をしており、結果として減額対象者がふえることは前向きに評価できると思います。

しかし、問題は国保税の引き上げです。全体で2,800万円の財源不足に対応したということですが、多少のペナルティは覚悟して、法定外繰入を実施し、低所得者の被保険者負担は抑えるべきだと思います。中間市の市内循環型経済を壊します。しかも、結果としては暮らしまで壊してしまいます。

このような保険税の引き上げについては、反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。

第15号議案中間市長寿祝金条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

2018年6月議会において、77歳1万円廃止、88歳2万円を1万円にカットしたばかりであります。そのとき、中間市敬老祝金条例には、福祉増進を図ることを目的として書かれておりましたが、この文言についてが削除されたわけであります。

今回、88歳、99歳の祝金を廃止することは、高齢者の皆さんがささやかな楽しみを取り上げてしまうこととなり、高齢者福祉に背を向けているとしか思えません。

総務部長は、一般質問の答弁で、国の進める地域包括ケアシステムのさらなる充実を図るための財源だと言われました。国の2020年度予算は102兆6,800億円で、6,580億円で過去最高であります。その中で、社会保障関連では、高齢化などに伴う自然増分5,300億円と見込んでいたものを、1,200億円圧縮されました。安倍政権下の自然増に対する削減額は、この8年間で1兆8,000億円が、一方で軍事費は過去最高の5兆3,133億円です。アメリカ政府からの兵器購入でステルス戦闘機F-35B、6機で793億円、F-35A、3機281億円、有償軍事援助、FMSの調達額については4,713億円を計上し、2019年度と比べて133億円増額となってい

ます。

厚生労働省においては、2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、地域包括支援サービス提供、地域包括ケアシステムの構築を推進していますと厚生労働省が言っておりますが、高齢者福祉に対して、国は予算額を増額すべきであるし、市は高齢者福祉予算の増額を県や国に対して行うべきであり、高齢者、市民のささやかな願いを守る立場から、第15号議案中間市長寿祝金条例の一部を改正する条例については反対いたします。

次に、16号議案中間市地域総合福祉会館設置条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

「ハピネスなかま」は、地域総合福祉会館として位置づけられており、市民の健康保持と福祉の向上を図り、総合的な福祉サービスを提供することを目的とし、高齢者に対する相談、福祉事業、ボランティア団体に対する支援事業、疾病予防を図るための健康増進推進事業などを行っています。

健康増進機能、生涯学習機能、ボランティア機能、福祉機能を備え、中間市の福祉のまちづくりを推進していく拠点となる施設であります。高齢者の皆さんや障がい者の皆さんにとっては、なくてはならない施設であるとともに、災害時の拠点として災害ボランティアセンターが機能することも期待されています。

今回の条例改正は、利用者の皆さんの利便性、サービス低下につながりますし、利用者の皆さんの意見も聞かず改正することは時期尚早であり、第16号議案中間市地域総合福祉会館設置条例の一部を改正する条例について反対いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

第15号議案中間市長寿祝金条例の一部を改正する条例に反対いたします。

私たち中間市民は、高齢者を尊敬し、大切にします。その気持ちをあらわすのが長寿祝金です。ささやかな額ですが、この祝金を楽しみにされている方もおられます。長寿祝金の減額に反対します。

そして、まずもって節約するところ、減額するところは別のところにあると指摘して反対いたします。

次に、第16号議案について反対します。この提案は、「ハピネスなかま」を廃止することを前提としています。福祉の象徴である「ハピネスなかま」を廃止するのは到底理解できません。反対します。

しかしながら、年間7,700万円の赤字をこのままにしておくわけにもいきません。

そこで、市民、行政などの幅広い意見が集まる協議会を設置することを提案します。こ

の協議会で、早急に意見をまとめ、「ハピネスなかま」存続のために新しい提案をしてください。

同時に、「ハピネスなかま」廃止の反対署名が4,703名出ています。このことは大変重い市民の声であります。改めて、提案に反対し、新しい提案をすることをお願いして反対いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。安田明美さん。

○議員（11番 安田 明美君）

福祉クラブの安田でございます。

第15号議員中間市長寿祝金条例の一部を改正する条例に反対討論をいたします。

この中間市長寿祝金条例は、平成30年度の市議会において、国が推進する地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の充実を図るため、高齢者の見守り事業やケアトランポリンなどの健康寿命を延ばす介護予防事業に予算を配分することを理由に、給付対象者及び給付額について、満77歳の方を廃止、満88歳の方の給付額を2万円から1万円とする見直しを行ったばかりであります。

本市の高齢化率は高い状況であり、今後も高齢化率は上がっていきます。厳しい財政の中で、介護予防事業や認知症施策等に精力的に取り組まなければならないことは十分に承知しております。しかしながら、今回の条例改正においては、前回の条例改正から間もないことから、もう少し柔軟に考えられなかったのでしょうか。

また、この条例の趣旨は、高齢者に対しその長寿を祝福し、あわせて敬老の意を表するため長寿祝金を給付するとなっております。今回の改正内容である満100歳の方のみに変更するのではなく、本来の目的にふさわしい満88歳の方へよく頑張られてこられたねという敬意を温かくお伝えするために祝金を差し上げることが福祉の気持ちではないでしょうか。

また、祝金を楽しみにされている方も少なくありません。よって、この条例改正には反対いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

第15号議案中間市長寿祝金条例の一部を改正する条例に、公明党会派を代表し反対討論を行います。

このたびの条例改正のポイントは、給付対象を100歳に限定することにより549万円の財政効果が見込まれるこの財源を、介護予防や認知症など的高齢者施策に活用したい、祝金は福祉施策にそぐわない面もあるという内容であり、理解できる内容でした。約10億円の財源不足により基金が底をついているような状況下での549万円、この重さ

も十分承知しております。

本来であれば苦渋の決断で賛成すべきところではありますが、市民にとってささやかな楽しみである長寿祝金、このような市民サービスに手をつける前に、執行部としてすべきことがあると思います。みずから身を切る姿勢を見せることなく、財政事情を説明するだけでは、説得力に欠けると言わざるを得ず、市民の理解が得られるとは思えません。その点を熟慮していただきたく、反対とさせていただきます。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第7号議案から第21号議案までの条例改正15件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第7号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第8号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第9号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第10号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第11号議案中間市コンプライアンス条例及び中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第12号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第13号議案中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、第14号議案中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第15号議案中間市長寿祝金条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立なし)

○議長（下川 俊秀君）

起立なしであります。よって、第１５号議案は否決されました。

次に、第１６号議案中間市地域総合福祉会館設置条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第１６号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第１７号議案中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第１７号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第１８号議案中間市人権センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第１８号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第１９号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第１９号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第２０号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告

のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第21号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって第21号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 第22号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第22、第22号議案中間市出張所設置条例を廃止する条例を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長(中尾 淳子君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第22号議案中間市出張所設置条例を廃止する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

本市では、昭和53年に東部出張所を、平成23年に西部出張所を開設し、主に諸証明発行業務を行っておりますが、近年では、人口減少やマイナンバー制度の導入による公共団体間の情報連携の進展など、証明書を取得する機会が減少しております。

また、出張所の運営においても、年間2,500万円の支出超過となる見込みであり、本市の財政を逼迫する大きな要因の一つであることなどから、出張所を廃止するものです。なお、出張所の廃止による市民サービスの低下を招かないよう、諸証明発行及びマイナンバーカードに関する時間外窓口の実施も検討されております。

なお、施行日については、市民の方への周知期間を踏まえ、令和2年10月1日となっております。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長(下川 俊秀君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（５番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。第２２号議案中間市出張所設置条例を廃止する条例について反対意見を申し述べます。

廃止決定が余りに唐突です。利用者の意向より市当局の意向優先のこのような対応の仕方は禍根を残すと思います。特に東部出張所の周辺は、高齢化率が高い上に、もともと山を崩して開発をした住宅地であることから、地形的に移動が困難な方が多数おられます。免許証返納したお年寄りや高齢によって歩行がままならないお年寄りにとっては、市役所までの行き来は大変ですし、コミュニティタクシーの運行も市役所までの運行はありません。

マイナンバーをつくれとの指導ですが、高齢者には無理です。むしろリスクのほうが大きいと思います。性急に廃止をするということではなく、自治会等の意見も聞いた上での丁寧な対応を求め、この条例案には反対いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第２２号議案中間市出張所設置条例を廃止する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第２２号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２３．第２３号議案

日程第２４．第２４号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第２３、第２３号議案及び日程第２４、第２４号議案の契約締結２件を一括議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第２３号議案及び第２４号議案の審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第２３号議案中鶴地区定住促進住宅（１期）整備事業契約について申し上げま

す。

現在、本市では福岡県と連携を図り、国庫補助事業であります地域居住機能再生推進事業を活用し、老朽化した公営住宅等の建てかえを中心とする中鶴地区建替事業が進められております。

この事業においては、快適な住まい環境を創出し、定住人口の増加や地区全体の活性化を図るため、建てかえで発生する余剰地に子育て世代を中心とした中堅所得者をメインターゲットとする地域優良賃貸住宅を整備する計画となっており、整備に当たっては民間のノウハウによる質の高いサービスの導入や財政支出の平準化等を目的として、中間市第4次総合計画に基づき、PFI事業として実施することとされました。

係る方針のもと、事業者の公募及び選定を進めたところ、1度目は優先交渉権者の選定には至りませんでした。事業者との複数回に及びヒアリング等を踏まえて検討を重ね、再度、公募及び選定を行ったところ、昨年11月19日にL i v a b l e なかまが優先交渉権者に決定し、事業の協議に関する基本協定が本年1月16日付で締結されました。

その後、優先交渉権者が特定目的会社を設立することを定める基本協定の規定に従い、L i v a b l e なかまを構成する企業が設立した株式会社L i v a b l e なかまと、この事業に係る契約を2月20日付で締結しており、契約金額は10億889万1,773円、事業期間については議決日から令和33年3月31日までとなっております。

なお、事業の概要ですが、事業場所は中鶴店舗付改良住宅跡地及び遊技場跡地、建物については鉄筋コンクリートづくりの建物、整備戸数は3LDKタイプ及び2LDKタイプ合わせて30戸となっており、駐車場は51台分が整備される予定となっております。

討論において、「貧困が広がり市民の住生活にさまざまな影響が出ている状況で、住環境整備事業に収益優先の民間が参入することは、市民の安全を守り、生活の利便性・文化性を豊かにするという公共の役割を後退させる可能性があることから反対する」、「中鶴地区が活性化する事業であり、民間による運営についても問題がないとのことなので賛成する」との意見がありました。

次に、第24号議案中鶴更新住宅（2期）新規工事（建築工事）請負契約について申し上げます。

先ほどご報告したとおり、現在、本市では福岡県と連携を図り、中鶴地区建替事業が進められております。

このうち、改良住宅の建てかえにつきましては、現入居者の仮移転の負担軽減や円滑な建てかえ、中鶴更新住宅（1期及び2期）と公営住宅の集約による各コストの軽減などの観点から、建築計画及び今後の維持管理計画等を考慮した結果、例外的に一部、非現地建てかえとして事業を進め、昨年9月末に中鶴更新住宅（1期）が竣工されました。

今回計画されている中鶴更新住宅（2期）の概要ですが、建築場所は中鶴更新住宅（1期）の北側、建物については鉄筋コンクリートづくりの5階建ての建物、整備戸数は

50戸であり、現在、中鶴改良住宅に居住されている方々のうち、50世帯が入居することとなっております。

また、中鶴更新住宅（2期）の整備にあわせて、改良住宅及び公営住宅に居住している方が使用するための住宅を敷地内に建設することとなっております。

なお、建設工事については本年度に、機械設備工事、昇降機等設備工事及び外構工事は来年度に発注することになっております。

本工事に係る契約については、2月18日に予定価格を8億7,682万7,600円とした条件つき一般競争入札で実施され、株式会社サカヒラが7億8,914万4,400円で落札、同日付で同社と仮契約が締結されております。

討論において、「賛成だが、このような大きな事業には、できるだけ市内の業者が参入することが望ましい」との意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、第23号議案は賛成多数、第24号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。第23号議案中鶴地区定住促進住宅（1期）整備事業契約についての反対討論を行います。

日本社会の中で貧困と格差が今広がっています。国民の住生活についてもさまざまな影響があらわれ、人間らしく生きる権利が著しく損なわれている事態も生まれています。

良好な居住環境の住まいを確保し、安心して住み続けたい、これは多くの人々の共通の願いです。日本国憲法25条では全ての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有すると宣言し、社会福祉・社会保障推進の努力義務を国に課しています。

また、個人の尊厳、生命、自由幸福追求の権利を規定しています。住まいの確保と安心して住み続けることを保障することは、国民の権利です。今の日本は全ての国民に安心できる居住環境が保障されている状況ではありません。

安倍晋三政権の経済政策アベノミクスによって貧困の格差が広がり、深刻になり、全世帯での貯蓄ゼロ世帯が増大しています。国交省は、低廉かつ良質の公共サービスを提供するとしていますが、収益優先の民間参入により公共の役割が後退する可能性があります。

事業提案、事業運営において民間企業が前面に立つことにより、市民の安全を守り、生

活の利便性、文化性などを豊かにする公共事業の公共性が一層曖昧になるのではないでしようか。そして、公共施設の利用者負担の増大、運営の効率化、公共サービスの低下、公共財産の民間企業の活用など、公共事業が民間企業の営利追及目的の事業に一層変質することになると思います。

ましてや、中間校区においては、水害発生時において避難場所は近くにありません。避難場所の確保は多くの皆さんの願いです。

市は、中鶴地区定住促進住宅整備事業を見直し、安全安心なまちづくりを考えていただき、よって第23号議案中鶴地区定住促進住宅整備事業契約については反対いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

第23号議案の契約について反対いたします。

理由は、30年間にわたり入居率85%を計画していますが、これは無理な数字です。最終的には必ず赤字になります。

理由の2は、この地区には市営住宅、県営住宅がありますが、この地区の方が集える場所やくつろげる場所がありません。災害時の避難どころもありません。このようなことに使う公共施設的なものの整備をするべきであります。また、パチンコ屋跡地は速やかに崩すべきです。

理由の三つ目は、誰しも中間市の人口がふえることは願っています。しかし、補助金を当てにして建物をつくるべきではありません。もう補助金を当てにしての箱物行政は過去のものであると私は思います。

以上、3点で反対いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより第23号議案及び第24号議案の契約締結2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第23号議案中鶴地区定住促進住宅（1期）整備事業契約について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第23号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第24号議案中鶴更新住宅（2期）新築工事（建築工事）請負契約についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第24号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25. 第25号議案

日程第26. 第26号議案

日程第27. 第27号議案

日程第28. 第28号議案

日程第29. 第29号議案

日程第30. 第30号議案

日程第31. 第31号議案

日程第32. 第32号議案

日程第33. 第33号議案

日程第34. 第34号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第25、第25号議案から日程第34、第34号議案までの令和2年度各会計予算10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております令和2年度各会計予算10件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第35. 請願第1号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第35、請願第1号地域総合福祉会館「ハピネスなかま」を存続し、福祉施設を守る請願を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の市民厚生委員会に付託いたします。

日程第36. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第36、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において堀田克也君及び井上太一君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前11時09分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 堀 田 克 也

議 員 井 上 太 一

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員